

令和元年

第2回湖南衛生組合議会定例会会議録

湖南衛生組合



# 令和元年

## 第2回湖南衛生組合議会定例会会議録

令和元年11月22日、令和元年第2回湖南衛生組合議会定例会は、湖南衛生組合会議室に招集された。

1. 出席議員は次のとおりである。

1番 浜田けいこ 君	2番 本間まさよ 君
3番 坂井えつこ 君	4番 水上 洋志 君
5番 伊藤 央 君	6番 吉本ゆうすけ 君
7番 根岸 聡彦 君	8番 中野志乃夫 君
9番 高橋 弘志 君	10番 内野 直樹 君

2. 欠席議員は次のとおりである。

なし

3. 地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席を求められた者は次のとおりである。

管理者 藤野 勝 君	副管理者 松下 玲子 君
副管理者 西岡真一郎 君	副管理者 小林 正則 君
代表監査委員職務代理 水上 洋志 君	
会計管理者 池谷 敏久 君	事務局長 宮沢 聖和 君
総務課長 天野 一治 君	庶務係長 守永 知彦 君

組織団体（清掃） 主管部課よりの出席者は次のとおりである。

武蔵野市 齋藤課長  
小金井市 柿崎部長、小野課長  
小平市 岡村部長、松尾課長  
東大和市 松本部長、中山課長  
武蔵村山市 藤本部長、古川課長

4. 議事日程は次のとおりである。

- 第1 会議録署名議員の指名について
- 第2 会期について
- 第3 議案第6号 平成30年度湖南衛生組合歳入歳出決算の認定について
- 第4 議案第7号 湖南衛生組合会計年度任用職員の報酬及び費用弁償に関する条例
- 第5 議案第8号 湖南衛生組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例
- 第6 議案第9号 湖南衛生組合職員の育児休業等に関する条例
- 第7 議案第10号 湖南衛生組合職員定数条例の一部を改正する条例
- 第8 議案第11号 湖南衛生組合職員の分限に関する手続き及び効果に関する条例の一部を改正する条例
- 第9 議案第12号 湖南衛生組合職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例
- 第10 議案第13号 湖南衛生組合職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例
- 第11 議案第14号 令和元年度湖南衛生組合歳入歳出補正予算  
(第2回)
- 第12 議案第15号 湖南衛生組合監査委員の選任の同意について
- 第13 行政報告 第4号 場外水源用地の処分等について

午後1時57分 開会

○議長【伊藤央君】 皆様、こんにちは。それでは、定刻前ではありますが、おそろいになられておりますので、ただいまより令和元年第2回湖南衛生組合議会定例会を開会いたします。

本日の出席議員は定足数に達しておりますので、会議は成立しております。

これより会議を開きます。

直ちに議事に入ります。



○議長【伊藤央君】 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

署名議員に

2番 本間まさよ 議員

7番 根岸 聡彦 議員

を指名いたします。以上2名の方、よろしく願いいたします。



○議長【伊藤央君】 次に、日程第2、会期についてお諮りいたします。

本定例会の会期は、本日1日といたしたいと存じますが、これにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【伊藤央君】 異議ないものと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたしました。



○議長【伊藤央君】 次に、日程第3、議案第6号「平成30年度湖南衛生組合歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

提出者の説明を求めます。藤野管理者。

○管理者【藤野勝君】 令和元年度第2回湖南衛生組合議会定例会を招集申し上げましたところ、公私ともご多用の中、ご出席を賜りまことにありがとうございます。

なお、本日は、東大和市、尾崎市長が公務のため欠席とのご連絡を受けております。

それでは、「平成30年度湖南衛生組合歳入歳出決算の認定について」をはじめとする10議案のご審議をいただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

ただいま議題となりました議案第6号「平成30年度湖南衛生組合歳入歳出決算の認定

について」、ご説明申し上げます。

平成30年度湖南衛生組合歳入歳出決算につきましては、地方自治法第233条第2項の規定に基づき、去る10月10日に監査委員の厳正かつ慎重な審査をいただきましたので、同条第3項の規定に基づき、監査委員の意見書をつけて認定に付するものでございます。

歳入歳出の総額でございますが、歳入決算額は1億1,876万4,082円に對しまして、歳出決算額は1億715万6,133円で、歳入歳出差引残額は1,160万7,949円となっております。これにつきましては、全額翌年度へ繰り越しをしております。

なお、平成30年度のし尿処理事業における搬入量でございますが、1,055.9klで、前年度の処理量1,150.6klに比較いたしまして94.7klの減、率にいたしますと、8.23%の減となっております。

概要及び詳細な内容につきましては、会計管理者及び事務局長から、それぞれ説明いただきますので、よろしくご審議の上、ご認定を賜りますようお願い申し上げます。

○議長【伊藤央君】 事務局長、お願いします。

○事務局長【宮沢聖和君】 それでは、議案第6号「平成30年度湖南衛生組合歳入歳出決算の認定について」をご覧いただきたいと存じます。

地方自治法第233条第3項の規定により、「平成30年度湖南衛生組合歳入歳出決算」を別紙のとおり、監査委員の意見書をつけて議会の認定に付するものでございます。

初めに、決算の概要説明につきましては池谷会計管理者より、決算の詳細につきましては私からご説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

○議長【伊藤央君】 会計管理者。

○会計管理者【池谷敏久君】 それでは、平成30年度湖南衛生組合歳入歳出決算につきましてご説明申し上げます。

初めに、事業概要についてでございます。「主要な施策の説明書及び参考資料」の1ページをお開きください。

(1)「し尿処理事業の概況」でございます。平成30年度の搬入量は1,055.9klで、前年度に比べ94.7klの減、また、年間搬入量を365で割った日量は2.89klで、前年度に比べ0.26klの減となっております。

組織団体別の年間搬入量は、表①「年間搬入量の状況」のとおりで、1市が前年度より増加、4市が前年度より減少しております。

2ページへまいりまして、(2)「事業運営について」でございます。新処理施設の稼働から3年度目となりますが、引き続き円滑な事業運営に努めました。

平成30年度の特徴のある事業といたしましては、湖南衛生組合総合整備事業により、不用な建造物の撤去まで終了しておりました場外水源用地につきまして、順次処分を進めてまいりました。そのうち、第二水源用地については売却処分を行い、その他の水源用地につきましても、売却や譲渡に向けた準備を行いました。詳細につきましては、記載のとおりでございます。

次に、(3)「し尿処理場維持管理のための施設整備工事等実施状況」についてでございますが、施設整備工事につきましては、故障などによる緊急工事及び定期整備工事の一部前倒しによる実施、並びに制御機器に対する避雷器設置工事を実施し、決算額は225万7,200円となっております。

次に、平成30年度歳入歳出決算の状況についてでございます。「歳入歳出決算書」の3ページをお開きください。決算収支の状況でございますが、歳入決算額は1億1,876万4,082円で、前年度に比べ3億7,567万2,804円の減、また、歳出決算額は1億715万6,133円で、前年度に比べ3億7,891万1,439円の減となっております。歳入歳出差引額残額は1,160万7,949円で、全額を平成31年度へ繰り越しております。

次に、4ページ、5ページにまいりまして、歳入決算額の状況でございます。あわせて、資料別冊「主要な施策の説明書及び参考資料」の4ページ、5ページをご参照いただきたいと存じます。

1款 分担金及び負担金は、組織5市の分担金で、収入済額は9,889万4,000円で、前年度に比べ11.96%の増となっております。

2款 財産収入は、財政調整基金に係る預金利子及び施設整備基金に係る預金利子並びに水源用地売払収入で、収入額は1,145万5,645円となっております。前年度に比べ、売払収入分が純増となっております。

3款 繰入金は、財政調整基金及び施設整備基金を取り崩すもので、今年度の実績はなく、前年度の3億9,467万4円から皆減でございます。

4款 繰越金は、前年度からの繰越金で、収入済額は836万9,314円、前年度に比べ26.52%の減となっております。

5款 使用料及び手数料は、電柱等占用料で、収入済額は4万2,900円で、前年度と

同額でございます。

6款 諸収入は、遺族共済年金付加事業に係る事務費で、収入済額は2,223円で、前年度とほぼ同額でございます。

歳入合計は、予算現額1億1,877万1,000円に対し、収入済額は1億1,876万4,082円で、予算現額に対する収入割合は99.99%でございます。

次に、6ページ、7ページをお開きください。歳出決算額の状況でございます。あわせて、「主要な施策の説明書及び参考資料」の4ページ、5ページをご参照いただきたいと思います。

1款 議会費は、議会の運営等に要した経費で、支出済額は362万6,240円、前年度に比べ0.08%の増、執行率は94.68%でございます。

2款 総務費は、職員の人件費、事務経費等で、支出済額は5,954万1,225円、前年度に比べ2億8,550万3,789円の減、執行率は95.30%でございます。

3款 し尿処理場費は、し尿処理施設等の維持・管理に要した経費で、支出済額は4,398万8,668円、前年度に比べ9,341万398円の減、執行率は87.17%でございます。

4款 予備費は、今年度の充当額はございませんでした。

歳出合計は、予算現額1億1,877万1,000円に対し、支出済額が1億715万6,133円で、予算現額に対する執行割合は90.22%でございます。

次に、性質別歳出決算額の状況でございます。「主要な施策の説明書及び参考資料」の10ページ、11ページをお開きください。

経常費では、人件費の決算額が4,057万6,786円で、前年度に比べ0.56%の増となっており、決算額に占める構成比率は37.87%でございます。

物件費は、決算額が4,689万5,314円で、前年度に比べ3.36%の減で、決算額に占める構成比率は43.76%でございます。

維持補修費は、325万1,772円で、前年度に比べ616.37%の増で、決算額に占める構成比率は3.03%でございます。

扶助費は、31万円で、前年度に比べ3.13%の減で、決算額に占める構成比率は0.29%でございます。

補助費等は、決算額が29万6,616円で、前年度に比べ16.12%の減で、決算額に占める構成比率は0.28%でございます。



次に、経常費以外では、積立金が、決算額1,582万5,645円で、前年度に比べ86.07%の減となっており、決算額に占める構成比率は14.77%でございます。

普通建設事業費は、前年度、今年度ともに決算額はございません。

維持補修費は0円で、前年度に比べ皆減でございます。

補助費等は0円で、前年度に比べ皆減でございます。

以上で、平成30年度湖南衛生組合歳入歳出決算の概要説明とさせていただきます。

なお、決算の詳細につきましては、事務局長からご説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

○議長【伊藤央君】 事務局長。

○事務局長【宮沢聖和君】 それでは、引き続きご説明いたします。

「平成30年度歳入歳出決算書」の10ページ、11ページをお開きください。「決算事項別明細書」の歳入でございます。

第1款 分担金及び負担金は、組合組織5市の分担金でございます。前年度分担金額と比較いたしますと、11.96%の増となっております。

各市の分担金でございますが、武蔵野市は1,517万3,000円で、対前年比33.65%の増で、分担金合計に占める構成比率は15.34%でございます。以下同様に、小金井市は914万円、対前年比39.16%の増で、構成比率9.24%、小平市は2,830万5,000円、対前年比4.26%の減で、構成比率28.62%、東大和市は2,789万9,000円、対前年比13.69%の増で、構成比率28.21%、武蔵村山市は1,837万7,000円、対前年比12.72%の増で、構成比率18.58%となっております。

なお、各市の分担金は、予算編成上、平成28年11月分から平成29年10月分までのし尿の投入量の割合を基準に算出しておりますので、搬入量の増減がすぐ分担金の増減に反映されるということはありません。

次の第2款 財産収入から第6款 諸収入につきましては、先ほど会計管理者よりご説明させていただきましたので、省略させていただきます。

次に、12ページ、13ページをお開きください。「決算事項別明細書」の歳出でございます。ここでは、主な支出の内容と不用額の理由についてご説明いたします。

1款1項1目 議会費は、議会の運営に要した経費でございます。報酬でございますが、組合議会議員10名の議員報酬でございます。

議会費の不用額は、20万3,760円のうち、13 委託料は、議事録を作成するための速記委託料で、会議の開催数及び開催時間の減によるものでございます。

次に、2款 総務費 1項 総務管理費 1目 一般管理費は、職員人件費、財政調整基金積立金等でございます。

初めに、補正増額の36万9,000円につきましては、平成29年度からの繰越金が増加したことに伴い、25 積立金について財政調整基金を増額したものでございます。

次に、備考欄記載の流用につきまして、ご説明いたします。

19 負担金、補助及び交付金につきましては、使用料及び賃借料から3,000円を流用いたしました。流用の理由は、水質管理責任者資格講習会の受講料の予算に不足が生じたことによるものでございます。

次に節別の内訳につきまして、ご説明いたします。

2 給料は、管理者と副管理者の特別職5人分と一般職3人分の給料でございます。不用額は22万5,500円でございますが、一般職給料が当初の見込みを下回ったことによるものでございます。

3 職員手当等は、扶養手当、地域手当、管理職手当等でございます。

7 賃金は、臨時職員2名分の賃金でございます。

11 需用費は、事務用消耗品、自動車等の燃料費、上下水道使用料等の光熱水費、修繕料は、菖蒲園トイレの修繕に要した経費が主なものでございます。不用額は39万1,262円でございますが、印刷製本費及び修繕料が当初の見込みを下回ったことによるものでございます。

12 役務費は、電話料・郵便料・インターネット使用料等の通信運搬費、自動車損害保険料、建物災害共済保険料等でございます。

13 委託料は、財務書類作成支援業務、樹木剪定、場内環境整備の委託に要した経費が主なものでございます。不用額は80万514円でございますが、こちらは、樹木剪定に関する委託料の不用額が主なものでございます。

14 使用料及び賃借料は、財務会計システム、複写機、ノートパソコン、電話交換機等の借上料等でございます。不用額は16万7,083円でございますが、主な理由は、複写機借上料が当初の見込みを下回ったことによるものでございます。

16 原材料費は、菖蒲の苗や擬木等を購入し、菖蒲園の整備を行ったものでございます。

19 負担金、補助及び交付金は、水質管理責任者資格講習会受講料、東京都市町村公平委員会負担金等でございます。

25 積立金は、前年度からの繰越金の一部を財政調整基金へ積み立てたもの及び基金の預金に伴い発生した利子相当額を財政調整基金に積み立てたものでございます。

次に、14ページ、15ページをお開きください。

2項1目 監査委員費は、監査事務に要した経費でございます。報酬の不用額3万8,000円は、出納検査と決算審査を同日に実施したことにより、1回分の報酬予算額が不用となったものでございます。

次に、3款 し尿処理場費でございます。し尿処理施設等の維持・管理及び施設整備に要した経費でございます。不用額は、647万5,332円でございます。

初めに、補正増額の1,144万6,000円につきましては、1項1目 し尿処理管理費の25 積立金について、施設整備基金への積立金を増額したものでございます。

次に、節別の内訳につきましてご説明いたします。

1項1目 し尿処理管理費でございます。

14 使用料及び賃借料は、し尿処理水の放流に係る下水道使用料でございます。

25 積立金は、第二水源用地の売払収入を施設整備基金に積み立てたもの、及び基金の預金に伴い発生した利子相当額を施設整備基金に積み立てたものでございます。

次に、2目 し尿処理維持費でございます。

11 需用費は、場内電気料及び修繕料等でございます。11 需用費の不用額253万241円の理由でございますが、主なものは電気使用量が見込みより少なかったことによるものでございます。

13 委託料は、下水投入施設運転管理業務委託料、各種測定分析委託料、脱臭剤交換業務委託料などが主なものでございます。不用額135万8,632円の主な理由は、清掃委託料の投入・貯留槽等清掃の実施が不要となったことなどによるものでございます。

15 工事請負費は、スカム破砕ポンプ及び水循環ポンプ整備工事と監視室制御盤避雷器設置工事を行ったものでございます。

次に、備考欄記載の流用につきまして、ご説明いたします。

13 委託料につきましては、11 需用費から70万2,000円を流用いたしました。流用の理由は、整備計画にある処理施設の定期整備のうち、次年度に繰り延べしていた機器に消耗が見られたため、計画どおり整備を実施することとしたものでございます。

次に、4款 予備費でございますが、予備費の充当につきましては、ございませんでした。

歳出につきましては、以上でございます。

次に、16ページ、17ページをお開きください。「実質収支に関する調書」でございます。

歳入総額1億1,876万4,082円で、歳出総額1億715万6,133円でございます。歳入歳出差引額は1,160万7,949円で、翌年度へ繰り越すべき財源はございませんので、歳入歳出差引額がそのまま、実質収支額1,160万7,949円の黒字となっております。

次に、17ページの「財産に関する調書」でございます。

1 公有財産の土地及び建物のうち、土地につきましては、第二水源用地の売り払い等に伴い132.46㎡の減少で、決算年度末現在高は2万9,861.15㎡となっております。

なお、建物につきましては、増減はなく、決算年度末現在高は449.44㎡となっております。

2 物品の重要備品でございますが、決算年度中の増減はございませんでした。

18ページの3 基金でございます。

財政調整基金につきましては、前年度繰越金の一部と財政調整基金利子の計437万125円を積み立て、年度末現在高1,722万1,571円となっております。

次に、施設整備基金につきましては、決算年度中の増減でございますが、第二水源用地の売払収入と施設整備基金の利子の積み立てにより1,145万5,520円の増で、決算年度末現在高は1億6,376万1,093円となっており、定期預金及び普通預金に積んでおります。

最後に、別冊資料「決算審査意見書」についてでございます。

「決算審査意見書」の1ページをお開きください。

令和元年10月10日木曜日、平成30年度歳入歳出決算に対する決算審査が水上監査委員出席のもと実施されました。審査の結果及び概要につきましては、記載のとおりの方でございます。

以上、雑駁ではございますが、平成30年度湖南衛生組合歳入歳出決算の説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長【伊藤央君】 次に、決算審査の報告を水上代表監査委員職務代理よりお願いいたします。

○代表監査委員職務代理【水上洋志君】 皆さん、こんにちは。それでは、平成30年度湖南衛生組合歳入歳出決算等の審査について、「審査意見書」によりご説明申し上げます。

現在、本組合においては代表監査委員が欠けており、私が地方自治法199条の3、第4項の規定によりまして代表監査委員職務代理を務めておりますので、私から決算審査報告をいたします。

決算書等の審査は、令和元年10月10日、湖南衛生組合の会議室におきまして実施いたしました。

まず、審査に当たりましては、決算書及び付属書類並びに基金の運用状況を示す書類について、地方自治法等関係法令に準拠して調製されているかどうか、決算の計数は正確であるか否かを検証するとともに、予算は適正に執行されているか、基金は適正に運用されたか等を主眼といたしまして、関係書類及び帳簿類等と照合、その他、通常実施すべき審査手続により実施いたしました。

その結果、審査に付された「歳入歳出決算書」及び付属書類は、法令に準拠して作成されており、決算の計数は、関係諸帳簿及び証拠書類と照合した結果、誤りはないものと認められました。

また、これらに伴う会計事務処理は、法令等に従って適正に執行されており、さらに基金の運用状況を示す書類の金額は、証書類と符合し、計数は正確なものと認められました。

決算の概要ですが、歳入歳出の状況について申し上げますと、本決算の歳入総額は1億1,876万4,082円であり、歳出総額は1億715万6,133円で、歳入歳出差引額は1,160万7,949円となり、全て翌年度へ繰り越されております。

歳入決算総額1億1,876万4,082円を予算現額1億1,877万1,000円と比較いたしますと、99.99%の収入率となっております。また、不納欠損額及び収入未済額は発生しておりません。

これらの歳入決算額の内訳を款別で見ますと、分担金及び負担金は9,889万4,000円で、歳入決算総額に対する構成比率は83.27%となっております。同様に、財産収入は、1,145万5,645円で9.64%、繰入金は0円で0.00%、繰越金は836万9,314円で7.05%、使用料及び手数料は4万2,900円で0.04%、諸収入は2,223円で0.00%となっております。

次に、歳出ですが、歳出予算現額1億1,877万1,000円に対し支出済額は1億715万6,133円で、執行率は90.22%となり、1,161万4,867円の不用額が生じております。

支出済額の1億715万6,133円を性質別に区分しますと、人件費が4,057万6,786円で、支出総額に対し37.87%の構成比率となっております。同様に、物件費は、4,689万5,314円で43.76%、維持補修費が325万1,772円で3.03%、扶助費は31万円で0.29%、補助費等は29万6,616円で0.28%、積立金は1,582万5,645円で14.77%となっています。

歳入歳出及び不用額並びに基金等の詳細につきましては、先ほど会計管理者と事務局長から説明がございましたので、省略させていただきます。

以上、「平成30年度決算審査意見書」の概要を説明いたしました。予算の執行は予算の趣旨に基づき、法令等に従って処理されており、全般的に見まして適正な決算であると認められました。

最後に、平成30年度決算では、場外水源用地のうち1カ所の売却収入が報告されております。引き続き、使用されていない水源用地については処分を進め、基金を活用することで組織市の分担金を適正な水準に維持するよう努めてください。

今後とも、厳しい財政状況が続くと考えられることから、効率的で確実な運営を進めることを望むものであります。

以上をもちまして、平成30年度決算審査報告といたします。

○議長【伊藤央君】 ありがとうございます。説明及び報告が終わりました。

これより、議案第6号に対する質疑を行います。

内野議員。

○10番【内野直樹君】 参考資料の1ページで、搬入量の各行政市別が出ております。全体とすると前年度比では減っているけれども、1市では増えているという説明がありましたが、例えば5年、10年というスパンで見た場合の搬入量は減ってきているのかどうか。そして、1市だけ増えている理由は何かというところを教えてくださいと思います。

それから、2ページに避雷器設置工事と書いてありますが、これは従来あるものが壊れたため新しくつけたのか、それとも、そもそもない状態から新規に取りつけたのか、その辺を教えてくださいと思います。2点です。

○議長【伊藤央君】 総務課長。

○総務課長【天野一治君】 それでは、お答えいたします。

搬入量の増減につきましては、近年、微減の傾向で来ております。また、武蔵野市が増えている要因でございますが、現在、吉祥寺の繁華街エリアの臭気対策に取り組んでおり、地下施設の排水を一時的にためておくビルピットのくみ上げ量が多くなっていることが要因と伺っております。

それから、避雷器の設置工事につきましては、近隣の地域で落雷があり、その影響で機械がとまってしまったということがありましたので、新規に設置したものでございます。

○議長【伊藤央君】 その他ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長【伊藤央君】 質疑ないものと認めます。これにて質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。

(「なし」の声あり)

○議長【伊藤央君】 討論なしと認めます。これにて、討論を終結し、採決に入ります。

議案第6号「平成30年度湖南衛生組合歳入歳出決算の認定について」、本決算を認定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

○議長【伊藤央君】 ありがとうございます。挙手全員でございます。よって、本決算は認定することに決定いたしました。



○議長【伊藤央君】 次に、日程第4、議案第7号「湖南衛生組合会計年度任用職員の報酬及び費用弁償に関する条例」についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。藤野管理者。

○管理者【藤野勝君】 ただいま議題となりました、議案第7号「湖南衛生組合会計年度任用職員の報酬及び費用弁償に関する条例」の提案理由についてご説明いたします。

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、新たに会計年度任用職員の給与及び費用弁償について規程を整備する必要が生じたので、本案を提出するものでございます。内容につきましては、総務課長から説明いたさせますので、よろしくご審議の上、ご決定を賜りますようお願い申し上げます。

○議長【伊藤央君】 総務課長。

○総務課長【天野一治君】 それでは、議案第7号についてご説明いたします。

「湖南衛生組合会計年度任用職員の報酬及び費用弁償に関する条例」につきましては、地方公務員法の改正を踏まえ、新たに制定するものでございます。

会計年度任用職員につきましては、臨時・非常勤職員の適正な任用、勤務条件を確保することを目的として新設された制度で、組合では、現在任用しております臨時職員2名が、来年4月より会計年度職員へ移行となります。

組合の臨時的任用職員につきましては、従来より、所在市でございます武蔵村山市の臨時職員の勤務条件を適用してきたことから、今回の条例は、武蔵村山市で新たに制定する条例に準じてございます。

それでは、条文をご覧いただきたいと存じます。第2条の報酬につきましては、第1項で、1時間当たり4,000円を超えない範囲内で規則で定めることとし、規則では、事務職の時間額1,080円としてございます。

次に、第3条では、地域手当に相当する報酬、第4条では、時間外勤務手当に相当する報酬の支給についての規定でございまして、詳細は規則で定めることとしております。規則では、地域手当に相当する報酬は、報酬額の10%の額とし、時間外勤務手当は、1時間当たりの報酬額に100分の125を乗じて得た額としてございます。

第5条の期末手当につきましては、6月1日及び12月1日を基準日として支給することとし、こちらも詳細は規則で定め、期末手当基礎額の月数は武蔵村山市に準じてございます。

第6条の費用弁償につきましては、第1項では、旅費の支給について、第2項は、旅費の種類及び額は常勤一般職員相当とすることについて、第3項は、通勤に係る費用の支給について定めるものでございます。

第7条は、報酬及び費用弁償の支給方法について、翌月15日までの支給のほか、支給方法は常勤一般職員の例によることを定めるものでございます。

第8条は、本条例の施行に関し必要な事項については、任命権者が別に定めることを規定してございます。

施行期日につきましては、令和2年4月1日からとするものでございます。

以上、議案第7号の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長【伊藤央君】 説明が終わりました。これより議案第7号に対する質疑を行います。



内野議員。

○10番【内野直樹君】 先ほどの説明では、2名の方が該当するとのことですが、この2名の方の業種はどのような仕事をされているのか。また、現時点での雇用形態は、嘱託なのか臨職なのかを教えてくださいと思います。

○議長【伊藤央君】 総務課長。

○総務課長【天野一治君】 現在の2名の業種につきましては、1名は一般事務補助で、庶務と経理を担当しております。もう1名は、一般技術補助で、常勤職員を技術的観点から補佐する業務を担当しております。いずれも臨時的任用職員でございます。

○議長【伊藤央君】 その他ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長【伊藤央君】 質疑ないものと認めます。これにて質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。

(「なし」の声あり)

○議長【伊藤央君】 討論なしと認めます。これにて討論を終結し、採決に入ります。

議案第7号「湖南衛生組合会計年度任用職員の報酬及び費用弁償に関する条例」について、本案を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

○議長【伊藤央君】 挙手全員でございます。よって、議案第7号「湖南衛生組合会計年度任用職員の報酬及び費用弁償に関する条例」は、原案のとおり可決することに決定いたしました。



○議長【伊藤央君】 次に、日程第5、議案第8号「湖南衛生組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例」、日程第6、議案第9号「湖南衛生組合職員の育児休業等に関する条例」、以上2議案を一括して議題といたします。

提出者の説明を求めます。藤野管理者。

○管理者【藤野勝君】 ただいま議題となりました議案第8号「湖南衛生組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例」及び議案第9号「湖南衛生組合職員の育児休業等に関する条例」の提案理由についてご説明いたします。

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、会計年度任用職員に関する規程を整備するほか、所要の改正を行う必要が生じたので、本案を提出するも

のでございます。

内容につきましては、総務課長から説明いたさせますので、よろしくご審議の上、ご決定を賜りますようお願い申し上げます。

○議長【伊藤央君】 総務課長。

○総務課長【天野一治君】 それでは、「湖南衛生組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例」及び「湖南衛生組合職員の育児休業等に関する条例」につきましてご説明いたします。

こちらの2本の条例につきましては、全部改正をするもので、現行の条例からの改正箇所が多くありますので、全面的に改める方式で行うものでございます。

それでは、条文をご覧いただきたいと存じます。勤務時間、休日、休暇等に関する条例の主な改正点としましては、まず、第10条で病気休暇について規定してございます。

次に、ページをおめくりいただきまして、第12条の官公署への出頭につきましては、職員が裁判員等として出頭する場合の休暇で、新たに定めるものでございます。

第13条は、育児時間の規定で、第4項及び第5項で、男性職員が育児時間を取得する場合の規定について追加するものでございます。

ページをおめくりいただきまして、第19条の育児参加休暇及び第20条の子の看護休暇につきましては、それぞれ年度で5日間取得できるもので、新たに規定するものでございます。

続きまして、第25条の介護休暇、第26条の短期の介護休暇、第27条の介護時間につきましても、新たに規定するものでございます。

第31条から第33条までは、育児、または介護を行う職員の勤務について定めるもので、第31条は深夜勤務の制限、第32条は時間外勤務の免除、第33条は時間外勤務の制限について定めるものでございます。また、第34条は会計年度任用職員について規定するもので、勤務時間、休日、休暇等については、任命権者が別に定めることとし、規則のほうで規定してございます。

本条例は、令和2年4月1日から施行するものでございます。

続きまして、議案第9号「湖南衛生組合職員の育児休業等に関する条例」について、ご説明いたします。

こちらの改正につきましては、会計年度任用職員に関する規定を加えるほか、育児休業法の改正に伴う規定を加えるものでございます。

条文をご覧いただきたいと存じます。第2条は育児休業をすることができない職員について定めるもので、会計年度任用職員に関する規定でございます。(1)の引き続き在職した期間が1年以上であり、かつ、(2)の子が1歳6カ月に達する日までに任用の見込みがある職員以外の職員は育児休業をすることができない旨の規定でございます。

第3条の「育児休業法第2条第1項本文の条例で定める者」につきましては、養育里親に委託されている児童も育児休業の対象に含めることについて規定するものでございます。

第4条の「育児休業法第2条第1項ただし書の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間」であります57日間とありますのは、産後休暇に当たる日数で、育児休業の期間に含めない日数でございます。

第5条の「育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情」につきましては、再度の育児休業をすることができる場合の特別の事情につきまして、第6号まで列挙してございます。

ページをおめくりいただきまして、第8条の「部分休業の承認」につきましては、第2項で、育児時間または介護時間とあわせて部分休業を取得する場合を定めており、1日につき合計2時間を超えない範囲内で取得できることを定めるものでございます。

第9条は、部分休業をしている職員の給与の取り扱いについて定めるもので、1時間当たりの給与額が減額される旨の規定でございます。

施行期日につきましては、令和2年4月1日からとするものでございます。

以上、雑駁ではございますが、議案第8号及び第9号の説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長【伊藤央君】 説明が終わりました。これより議案第8号及び議案第9号に対する質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長【伊藤央君】 質疑ないものと認めます。これにて質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。

(「なし」の声あり)

○議長【伊藤央君】 討論なしと認めます。これにて討論を終結し、採決に入ります。採決は1件ごとに行います。

まず、議案第8号「湖南衛生組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例」について、本案を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

○議長【伊藤央君】 挙手全員であります。よって、議案第8号「湖南衛生組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例」については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第9号「湖南衛生組合職員の育児休業等に関する条例」について、本案を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

○議長【伊藤央君】 挙手全員でございます。よって、議案第9号「湖南衛生組合職員の育児休業等に関する条例」については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

◇

○議長【伊藤央君】 次に、日程第7、議案第10号「湖南衛生組合職員定数条例の一部を改正する条例」、日程第8、議案第11号「湖南衛生組合職員の分限に関する手続き及び効果に関する条例の一部を改正する条例」、日程第9、議案第12号「湖南衛生組合職員の懲戒の手続き及び効果に関する条例の一部を改正する条例」、日程第10、議案第13号「湖南衛生組合職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例」、以上4議案を一括して議題といたします。

提出者の説明を求めます。藤野管理者。

○管理者【藤野勝君】 ただいま議題となりました議案第10号「湖南衛生組合職員定数条例の一部を改正する条例」から議案第13号「湖南衛生組合職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例」までの4議案の提案理由についてご説明いたします。

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴うほか、所要の改正を行う必要が生じたので、本案を提出するものでございます。

内容につきましては、総務課長から説明いたさせますので、よろしくご審議の上、ご決定を賜りますようお願い申し上げます。

○議長【伊藤央君】 総務課長。

○総務課長【天野一治君】 初めに、議案第10号「湖南衛生組合職員定数条例の一部を改正する条例」について、ご説明申し上げます。条文の新旧対照表をご覧いただきたいと存じます。

第1条の「定義」につきましては、括弧書きの部分で、定数の対象から除かれる臨時的任用職員に関する記述を改正するものでございます。

第2条の「職員の定数」につきましては、第1項のただし書きで、兼任者、併任者、休職者等を定数外とする規定の部分を、右ページの第2項として、休職者及び公務災害等による欠勤者を定数外とする規定を設けてございます。なお、兼任者、併任者につきましては、本組合としては想定がございませんので削除してございます。

また、同じく第1項では、現行の職員体制に合わせまして、事務職員3人とし、技術吏員以下は削除してございます。

第3項は、育児休業者を定数外とすることについて、第4項は、休職者、育児休業者等が復帰した場合に、1年に限り定数外とすることができる旨を規定するものでございます。

施行期日は、令和2年4月1日でございます。

次に、議案第11号「湖南衛生組合職員の分限に関する手続き及び効果に関する条例の一部を改正する条例」につきましてご説明いたします。条文の新旧対照表をご覧いただきたいと存じます。

初めに、条例のタイトルの字句の改正がございました。

次に、第3条の休職の効果につきましては、第1項の括弧書きで、会計年度任用職員について記載しており、休職の期間は任期の範囲内とするものでございます。

第2項は、休職の期間につきまして、休職処分の事由が同一疾病の場合には、期間を通算する旨を規定してございます。

第4条につきましては、会計年度任用職員も休職処分の対象とすることから、「給与又は報酬」として字句の追加を行うものでございます。

施行期日は、令和2年4月1日でございます。

次に、議案第12号「湖南衛生組合職員の懲戒の方法及び効果に関する条例の一部を改正する条例」につきましてご説明いたします。条文の新旧対照表をご覧いただきたいと存じます。

第1条及び第2条は、字句の改正及び削除でございます。

第3条は減給に関する規定で、減給の期間を1日以上6カ月以下とすること、また、減給の対象を給料及び地域手当の合計額とし、10分の1以下の減額とするものでございます。括弧書きでは、会計年度任用職員も対象に含めてございます。

次に、第4条第1項は字句の改正、第3項は、先ほどと同様、「給与又は報酬」とし、字句の追加を行うものでございます。

施行期日は、令和2年4月1日でございます。

議案第12号の説明は以上とさせていただき、次に、議案第13号「湖南衛生組合職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例」につきましてご説明申し上げます。条文の新旧対照表をご覧くださいと存じます。

第2条の職員のサービスの宣誓につきましては、字句の改正が2カ所ございますのと、任命権者が指定する職員につきまして、字句の追加を行うものでございます。

施行期日は、令和2年4月1日でございます。

以上で、議案第10号から第13号までの説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長【伊藤央君】 説明が終わりました。これより、議案第10号から議案第13号に対する質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長【伊藤央君】 質疑ないものと認めます。これにて質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。

(「なし」の声あり)

○議長【伊藤央君】 討論なしと認めます。これにて討論を終結し、採決に入ります。採決は1件ごとに行います。

まず、議案第10号「湖南衛生組合職員定数条例の一部を改正する条例」について、本案を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

○議長【伊藤央君】 挙手全員でございます。よって、議案第10号「湖南衛生組合職員定数条例の一部を改正する条例」については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第11号「湖南衛生組合職員の分限に関する手続き及び効果に関する条例の一部を改正する条例」について、本案を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

○議長【伊藤央君】 挙手全員でございます。よって、議案第11号「湖南衛生組合職員の分限に関する手続き及び効果に関する条例の一部を改正する条例」については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第12号「湖南衛生組合職員の懲戒の手続き及び効果に関する条例の一部を改

正する条例」について、本案を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

○議長【伊藤央君】 挙手全員でございます。よって、議案第12号「湖南衛生組合職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例」については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第13号「湖南衛生組合職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例」について、本案を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

○議長【伊藤央君】 挙手全員でございます。よって、議案第13号「湖南衛生組合職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例」については、原案のとおり可決することに決定いたしました。



○議長【伊藤央君】 次に、日程第11、議案第14号「令和元年度湖南衛生組合歳入歳出補正予算（第2回）」についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。藤野管理者。

○管理者【藤野勝君】 ただいま議題となりました議案第14号「令和元年度湖南衛生組合歳入歳出補正予算（第2回）」の提案理由についてご説明いたします。

今回の補正につきましては、歳入歳出予算に、それぞれ補正の必要が生じたので、本案を提出するものでございます。

内容につきましては、事務局長から説明いたさせますので、よろしくご審議の上、ご決定を賜りますようお願い申し上げます。

○議長【伊藤央君】 事務局長。

○事務局長【宮沢聖和君】 それでは、議案第14号「令和元年度湖南衛生組合歳入歳出補正予算（第2回）」につきましてご説明いたします。

1ページをお開きください。今回の補正は、第1条のとおり、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ360万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ1億7,087万9,000円とするものでございます。なお、同条第2項のとおり、歳入歳出補正予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、2ページの第1表「歳入歳出予算補正」をご覧くださいと存じます。

それでは、歳入からご説明申し上げます。4ページ、5ページをお開きください。款4 繰

越金、項1 繰越金、目1 繰越金でございますが、補正前の予算額800万円は、平成31年度当初に予定していた歳入額でございますが、繰越金の確定額が1,160万7,000円でございますので、当初予算額との差360万7,000円を増額し、1,160万7,000円とするものでございます。

次に、6ページ、7ページをお開きください。歳出でございます。款3 し尿処理場費、項1 し尿処理管理費、目1 し尿処理管理費の節25 積立金につきましては、繰越金が360万7,000円増額になりましたので、この360万7,000円を増額し、施設整備基金積立金に積み立てるものでございます。なお、財政調整基金につきましては、既に目標額に達しております。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長【伊藤央君】 説明が終わりました。これより、議案第14号に対する質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長【伊藤央君】 質疑ないものと認めます。これにて質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。

(「なし」の声あり)

○議長【伊藤央君】 討論なしと認めます。これにて討論を終結し、採決に入ります。議案第14号「令和元年度湖南衛生組合歳入歳出補正予算(第2回)」について、本案を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

○議長【伊藤央君】 挙手全員でございます。よって、議案第14号「令和元年度湖南衛生組合歳入歳出補正予算(第2回)」は、原案のとおり可決することに決定いたしました。



○議長【伊藤央君】 次に、日程第12、議案15号「湖南衛生組合監査委員の選任の同意について」を議題といたします。

提出者の説明を求めます。藤野管理者。

○管理者【藤野勝君】 議案第15号「湖南衛生組合監査委員の選任の同意について」、ご説明申し上げます。

湖南衛生組合の監査委員は、湖南衛生組規約第9条第1項及び第10条第6項の規定により、議員及び識見を有する者の中から各1人を管理者が組合議会の同意を得て選任す



ることとなっております。識見を有する監査委員は、従来より申し合わせにより、管理者の市の代表監査委員を選任しております。前任の原田友義監査委員が辞職したことに伴い、後任の委員に、現在、武蔵村山市の代表監査委員であります乃一祐太氏を選任したいと思ひ、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意をお願いするものでございます。

○議長【伊藤央君】 説明が終わりました。お諮りいたします。本件は人事に関する案件でございますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【伊藤央君】 異議ないものと認め、採決に入ります。

議案第15号「湖南衛生組合監査委員の選任の同意について」、本案に同意することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

○議長【伊藤央君】 挙手全員でございます。よって、議案第15号「湖南衛生組合監査委員の選任の同意について」は、同意することに決定いたしました。



○議長【伊藤央君】 次に、日程第13、行政報告第4号を行います。

説明を求めます。藤野管理者。

○管理者【藤野勝君】 貴重なお時間をおかりいたしまして行政報告をさせていただきます。

行政報告第4号「場外水源用地の処分等について」、ご報告いたします。詳細につきましては、総務課長より説明いたさせます。

○議長【伊藤央君】 総務課長。

○総務課長【天野一治君】 それでは、行政報告第4号「場外水源用地の処分等について」の資料をご覧いただきたいと存じます。

1の「組織市への売払いについて」でございます。武蔵村山市より雨水対策整備用地として活用意向のありました第七水源用地につきまして、令和元年8月に下記のとおり買取希望価格の提示がございました。下記の表中のとおり、平米単価15万1,500円、価格は1,169万5,800円でございます。当該価格は、今年1月に東京都に売却しました第二水源用地(都宮村山団地内)の価格並びに現在、売払募集を実施しております第4水

源用地の価格との比較におきまして、妥当な水準と認められることから、当該価格を売却予定価格として決定いたしました。なお、こちらの価格は、武蔵村山市の財産価格審議会にて評定された価格によるものでございます。

続きまして、2の「先着順による土地の売払いについて」でございます。令和元年6月に実施いたしました一般競争入札で落札者がなかった物件につきまして、下記のとおり先着順による売り払い募集を実施いたしました。申し込みはございませんでした。下記の申し込み期間、令和元年7月16日から3カ月間行いまして、市報、要領の配布、組合ホームページ等により広報を行いました。なお、今後につきましては、申し込み期間を令和元年度末まで延長し、引き続き市報等による広報を行ってまいります。

続きまして、3の「その他の水源用地について」でございます。第三水源用地につきましては、現在、武蔵村山市と売却に向けて協議中でございます。

報告は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長【伊藤央君】 説明が終わりました。これより、行政報告第4号に対する質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長【伊藤央君】 よろしいですか。それでは、質疑ないものと認めます。

以上で、本定例会の日程は全て終了いたしました。

これにて、令和元年第2回湖南衛生組合議会定例会を閉会といたします。大変お疲れさまでした。

午後3時07分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

湖南衛生組合議会議長

湖南衛生組合議会議員

湖南衛生組合議会議員